

憲法解釈の変更による集団的自衛権の容認及び  
国家安全保障基本法案の国会提出に反対し  
立法府および行政府に対して憲法を尊重し擁護することを求める会長声明

2014年2月28日

千葉県弁護士会  
会長 湯川 芳 朗



## 1 声明の趣旨

政府および与党は、歴代政府が日本国憲法9条に反し許されないと解釈してきた集団的自衛権の行使を、憲法解釈の変更ないし国家安全保障基本法案の立法により容認しようとしている。

しかしながら、集団的自衛権を容認する政府解釈や立法は、我が国の最高法規である日本国憲法に違反するものであり効力を有しない（憲法98条）。

かかる憲法違反の政府解釈や立法は、立憲主義（憲法によって公権力を縛ることにより国民の自由及び権利を保障する仕組み）を踏みにじるものであり、決して許されない。

国務大臣及び国会議員は憲法を尊重し擁護する義務を負っているのであるから（憲法99条）、憲法違反の政府解釈や憲法違反の立法をしてはならない。

当会は、憲法違反である集団的自衛権を容認する解釈及び国家安全保障基本法案の国会提出に反対し、立法府及び行政府に対して憲法尊重擁護義務を誠実に果たすよう求める。

## 2 集団的自衛権を容認する動き

### (1) 安政法制懇による集団的自衛権行使の検討

安倍晋三内閣総理大臣（以下「安倍総理」という。）は、第一次安倍内閣において発足させた総理私的諮問機関である「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（以下「安政法制懇」という。）を、第二次安倍内閣発足後の昨年2月、約5年ぶりに再開させた。

安政法制懇は、集団的自衛権の行使を容認する有識者で構成されており、集団的自衛権の行使を容認する方向で検討を進めてきたが、本年2月4日、論点整理を終え、4月にも報告書をまとめると報じられている。

安倍総理は、本年1月24日、通常国会での施政方針演説において、集団的自衛権について安政法制懇の報告を踏まえて対応を検討すると述べ、歴代政府が認めてこなかった集団的自衛権の行使を容認する考えを有している。

## (2) 集団的自衛権行使のための法整備

政府及び国会は、昨年の臨時国会において、国民に対する情報提供および国民的議論の機会を与えないまま、11月には国家安全保障会議設置法を、12月には国民大多数が反対する中で特定秘密保護法を成立させ、集団的自衛権の行使のための法整備を進めている。

## (3) 国家安全保障基本法案

自由民主党は、2012年7月4日総務委員会において「国家安全保障基本法案（概要）」を決定した。これによれば、基本法に集団的自衛権を行使することを定めるとともに、その行使を具体化する法制度の整備を予定している。

国家安全保障基本法案は未だ概要しか発表されていないが、政府与党は早ければ今年の国会上程を目指しているとされる。

## (4) 政府が集団的自衛権の行使によって目指すもの

政府は、集団的自衛権の行使によって米軍とともに軍事行動を行うことを可能にしようとしている。

しかしながら、集団的自衛権の行使は、次に述べるとおり日本国憲法に違反するものであり許されない。

## 3 集団的自衛権が憲法に違反すること

日本国民は、アジア太平洋戦争において、アジア諸国民2000万人、日本国民310万人もの命を犠牲にしたことの反省に立って日本国憲法を制定し、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し」、「恒久の平和を念願し」、「人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚」し、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しよう」と決意し、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認」した（前文）。そして「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使」を永久に放棄し（9条1項）、「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」（9条2項）と定め、武力によらない恒久的平和主義を貫くことを明らかにした。

このような日本国憲法の理念に照らし、従来、政府は、憲法9条の下で許容される自衛権の発動は、①わが国に対する急迫不正の侵害（武力攻撃）が存在すること、②この攻撃を排除するため、ほかの適当な手段がないこと、③自衛権行使の方法が、必要最小限度の実力行使にとどまること、の3要件に該当する場合に限定されると解釈してきた（1972年10月14日参議院決算委員会提出資料、1969年3月10日参議院予算委員会法制局長官答弁、1985年9月27日政府答弁書）。

そして、かかる3要件を前提に、集団的自衛権については、「自国と密接な関

係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず実力をもって阻止する国際法上の権利」であると定義したうえで、「憲法9条の下において許容されている自衛権の行使は我が国を防衛するために必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されない」（1981年5月29日政府答弁）との解釈を示してきた。

このように集団的自衛権の行使は、長年の議論の積み重ねの中で定着してきた憲法解釈に明らかに反しており、政府解釈や立法によって変更が許されるものではない。

#### 4 日本国憲法の理念に合致した行政と立法を

日本国憲法はわが国の最高法規であり、その条規に反する法律や政府の行為は効力を有しない（憲法98条1項）。したがって、集団的自衛権の行使を容認する政府解釈や立法は許されない。

また、国務大臣や国会議員はこの憲法を尊重し擁護する義務を負っている（憲法99条）のであるから、憲法に反する解釈や立法を行ってはならず、誠実に憲法尊重擁護義務を果たすべきである。

以上から、当会は、憲法解釈の変更による集団的自衛権の容認及び国家安全保障基本法案の国会提出に反対し、立法府および行政府に対して誠実に憲法を尊重し擁護するよう求める。

以上